

あわら市学校体育館の開放について

あわら市教育委員会

1 「学校体育館開放」の目的

あわら市内の小中学校の体育館を学校教育に支障のない範囲で開放し、市民の健康、体力づくり及び青少年の健全育成並びに社会体育の振興を図ることを目的とします。

※ 令和8年度上半期より社会体育施設は、開放事業から外れます。

2 利用団体要件

学校体育館の開放を利用できるのは、次の各号のいずれにも該当する場合で、あらかじめ教育委員会に登録した団体です。

- (1) スポーツ及びレクリエーションに計画的かつ定期的に利用するものであること。
- (2) 市内に居住、又は在学若しくは在勤している者によって構成されていること。
- (3) 構成員が5人以上であること。
- (4) 団体を運営指導する責任者が成人であること。

3 利用施設確定後の利用手続き

(1) 団体登録書

※代表者または団員全体に連絡ができる方のメールアドレスを必ず記載してください。

(2) 学校体育館開放利用許可申請書、使用料減免申請書（該当団体のみ）

(3) 活動予定表

登録団体で、予定表の提出がなく活動している団体、無断での活動休止による施設利用がない団体につきましては、注意・警告案内をさせて頂き、改善がされないと判断した団体につきましては夜間利用登録の解除、鍵の貸出停止とさせて頂きます。

(1) ～ (3) の書類を期限： **2月20日(金)までに**、スポーツ課へ提出して下さい。

4 管理指導員の設置

各団体に管理指導員をおいてください。（団体の代表者を充てる）

※ 管理指導員の責務については、別紙参照。

5 開放施設

- | | |
|------------|-------------|
| ① 芦原小学校体育館 | ② 北潟小学校体育館 |
| ③ 波松小学校体育館 | ⑤ 本荘小学校体育館 |
| ⑤ 金津小学校体育館 | ⑥ 細呂木小学校体育館 |
| ⑦ 伊井小学校体育館 | ⑧ 金津東小学校体育館 |
| ⑨ 芦原中学校体育館 | ⑩ 金津中学校体育館 |

6 開放期間（上半期）

令和8年4月1日(水)から令和8年9月30日(水)

7 開放時間

全施設とも、午後7時30分から午後10時（完全退出）までとし、スポーツ少年団による活動は午後8時00分（後始末で午後8時30分）までとします。

- ★ 上記期間及び時間内であっても、学校や市の行事等、その他やむを得ぬ事情があるときは開放を中止いたします。この場合、利用予定表で利用日とした日であっても使用料は発生いたしません。
- ★ 団体内でインフルエンザ・コロナ等の流行により活動自粛する場合、事前に連絡があれば利用日2週間前過ぎていても使用料は発生いたしません。
- ★ 利用不可日については、団体代表者にメールにて通知いたしますので、団員の皆様へ必ず周知してください。

8 利用者の賠償責任

利用者が開放する学校体育館又は体育施設の設備及び備品を損傷し、又は亡失したときは、損害賠償責任を負っていただきます。

万が一、損傷した場合には、必ず連絡ください。